

後期高齢者医療の 被保険者の皆さんへ

問合せ 国保年金課医療係 ☎(95)9892

保険料率は 昨年度と同じです

後期高齢者医療保険に加入している人の今年度の保険料率などは、昨年度と同様で以下のとおりです。

均等割額 45,379円

所得割率 8.76%

31年度の保険料額 = 45,379円 + (30年中の所得金額 - 33万円) × 8.76%

※100円未満は切捨てで限度額は62万円です。

所得金額などに応じて均等割額が2～8.5割軽減される場合もあります。令和元年度の保険料は、7月中旬に届く決定通知書でご確認ください。年金や口座振替以外の人は納付書が同封されますので、納付書裏面に記載された金融機関でお支払いください。

限度額適用・ 標準負担額認定証（減額認定証）・ 限度額適用（限度額認定証）の更新

減額認定証・限度額認定証は、入院時の医療機関窓口での負担（食事代など）が軽減される認定証です。現在使用している認定証の有効期限は7月31日(水)です。認定証の交付を受けている人で、令和元年度も対象になる人には、8月以降に使用する認定証を7月下旬に郵送します。

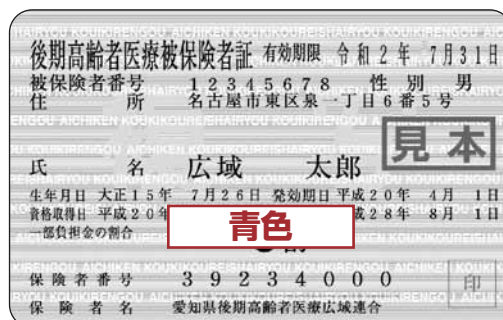
新しい保険証を 7月中旬に送付します

現在使用している保険証の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)から使用する保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

簡易書留郵便は、受け取るときに受領印またはサインが必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、案内に従って受け取ってください。

有効期限の切れた古い保険証は、市役所、各公民館（西端を除く）、農業者コミュニティセンター、南部・東部市民プラザに設置している保険証回収箱へ返却するか、個人で細かく裁断するなどして破棄してください。

保険証は有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(木)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい青色の保険証を提示してください。



△新しい保険証は若草色から青色に変更

職場の健康保険などの 被扶養者だった人の軽減

加入から2年を経過する月まで被保険者均等割額を5割軽減します。なお所得割額は当面の間かかりません。

※平成29年4月30日以前に加入した人については、この軽減制度の対象となりません。

75歳以上で医療保険料の 均等割9割軽減の皆さんへ

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度8割軽減に変わります。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。所得の低い年金受給者の人は、10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。

※65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象になります。